

51—23.1 P U

特許無効審判と実用新案登録無効審判の比較表

	特許無効審判	実用新案登録無効審判
答弁又は意見申立ての機会	審判請求書副本が送達されたときは、答弁の機会が与えられる(特§134①)。職権審理により新たな無効理由及び証拠が提出された場合には、意見申立ての機会が与えられる(特§153)。	同左(実§39①、実§41→特§153)
答弁に対する弁駁の機会	必要に応じ請求人に弁駁の機会が与えられる。	同左
答弁書、弁駁書及び意見書の提出期間	手続の種類や性質に応じた標準指定期間(特§134①)。例えば、第1回目の法定の答弁書提出期間は、内国60日、在外者90日。	同左(実§39①) 例えば、第1回目の法定の答弁書提出期間は、内国30日、在外者60日。
複数の請求	複数の請求がされた場合、必要に応じ併合して審理ができる(特§154)。	原則、請求順に審理し、証拠が共通している等により迅速・的確に処理できると判断した場合にのみ併合審理を行う(実§41→特§154、審判便覧51—09の5.(4))。
請求取下げの条件	答弁書の提出があった後は、相手方の承諾が必要(特§155)。	同左(実§39の2②) ただし、実用新案登録に基づく特許出願(特§46の2)があったときは、その旨の通知を受けた日から30日以内の審判請求の取下げは、答弁書提出後であっても相手方の承諾なしにできる(実§39の2③)。
請求取下げの効果	請求が取り下げられれば、手続を終了し、職権による継続は不可。参加人(特§148①)がいれば継続可能(特§148②)。	同左(実§41→特§148①②)
審決の内容	訂正の適否と請求項ごとの判断を示すことが原則(特§185、§157)。	同左(実§50の2、実§41→特§157)
不服申立先	東京高等裁判所(知的財産高等裁判所)(特§178)	同左(実§47)

	特許無効審判	実用新案登録無効審判
不服申立の できる者	当事者双方、参加人、参加申請を 拒否された者 (特 § 178②)	同左 (実 § 47② → 特 § 178②)
被告	他方の当事者 (特 § 179)	同左 (実 § 47② → 特 § 179)
訂正の審理	訂正の請求については審理が必要 (特 § 134の2)	訂正については審理不要(実 § 14 の2)
訂正の機会	請求書副本送達に伴う答弁書提出 期間(特 § 134①) 無効理由通知に対する意見書提出 期間(特 § 153②) 要旨変更の補正許可に伴う答弁 書提出期間(特 § 134②) 権利を維持する審決の取り消し 判決が確定した場合の指定期間 (特 § 134の3) 審決の予告に対する指定期間(特 § 164の2②)	最初の答弁書提出期間内に1回 に限り可能(実 § 14の2①) 請求項の削除の訂正は回数制限 なし(実 § 14の2⑦)
訂正可能な 範囲	・請求の範囲の減縮 ・誤記誤訳の訂正 ・明瞭でない記載の釈明 ・引用関係の解消 ただし ・訂正後の内容が出願時の開示 内容を越える訂正 ・請求の範囲を実質上拡張また は変更する訂正 は許されない (特 § 134の2)。	特許と同様の訂正が可能(実 § 14 の2①～④、⑦)。
訂正の適否 についての 主張	無効審判手続又は審決取消訴訟 中で訂正の適否につき当事者は 主張可	訂正要件について審理は行われ ずに訂正が認められ、訂正の適否 について争うことはできない。 ただし、別途、訂正要件違反で無 効審判を請求可能(実 § 37①七)。
訂正の効果	手続中にされた訂正は、審決の中 でその採否が述べられ、高裁への 不服申立期間経過後、審決が確定 したときに訂正の遡及効が生ず る(特 § 134条の2⑨ → 特 § 128)。	訂正があったときに訂正の遡及 効が生ずる(実 § 14の2⑩)。
訴訟の中止	必要があると認めるときは、裁判 所は、審決が確定するまで訴訟手 続を中止することができる(特 § 168②)。	特許と同様(実 § 40②)。

(改訂 R1.6)